

1. 管内自治体の任意事業等の実施状況

管内福祉事務所設置自治体数：15

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支援会議	2 (13.3%)	2 (13.3%)	2 (13.3%)
就労準備	5 (33.3%)	6 (40.0%)	11 (73.3%)
家計改善	7 (46.6%)	7 (46.6%)	10 (66.6%)
シェルター	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)
地域居住	0 (00.0%)	0 (00.0%)	0 (00.0%)
子ども	5 (33.3%)	5 (33.3%)	5 (33.3%)

2. 市町村支援の実施体制等

重点支援期間	令和3年度
市町村支援の概要	修了証発行要件となる都道府県研修を令和3年度から開始し、対面で行うことで、支援員のスキルアップとネットワーク構築を支援。また、先行実施している郡部や、他県の先進事例等の情報を提供し、事業の促進を図った。
その他特記事項	

3. 任意事業立ち上げ支援の事例

取組方針

就労・家計について、令和6年度までに管内自治体での完全実施を目指す。

- 重点支援期間（令和3年度）の支援の流れ
8月：管内の就労準備支援事業及び家計改善支援事業の未実施自治体に対し、国から示された「取組状況シート」の作成を依頼。
8月～：「取組状況シート」を基に個別に生活保護法施行事務監査で未実施自治体に出張した際にヒアリングを実施。

支援の内容

- (ヒアリング内容)
- ・取組状況シートの進捗状況
 - ・委託する場合は委託先の候補
 - ・委託先は内諾済みかどうか
 - ・課題は何か
→財源の確保、ニーズが少ない、委託先が決まらない等
→解決方法が見つからない場合は、コンサルティング事業の活用を提案

取組を振り返って

- ・市町村との個別ヒアリングを通じて、任意事業の実施への働きかけを行うことで、実施率の向上につながった。
- ・未実施の自治体については、アンケート調査を実施して問題点を把握し、完全実施に向けて助言・支援を行う。